### ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民にハンセン病の正しい理解を深め、ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るために実施する、ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業(以下「事業」という。)に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付の対象等)

- 第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、別表に定めるとおりとする。
- 2 知事は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

#### (交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、別表基準額欄に定める補助基準額と同表対象 経費欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他収入の額を控除した額 と比較して少ない額以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満 の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (補助金の交付申請)

- 第4条 この補助金の交付を受けようとするときは、別表に定める日までに補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
  - (2) 経費所要額調書(別記様式第3号)
  - (3) その他参考となる資料

#### (補助金の交付の決定等)

- 第5条 知事は、補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 知事は、前項により交付の決定をする場合において必要があると認めると きは、補助金の交付申請に係る事項につき条件を付することができるものと する。
- 3 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金の交付の申請者に通知しなければならない。

#### (申請の取下げ)

- 第7条 交付申請をした者が、決定の通知を受領した場合において、当該申請 に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通 知を受領した日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる ものとする。
- 2 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、されなかったものとみなすものとする。

#### (補助事業の変更交付申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた後、事情の変更により申請の内容を変更 の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(別記様式第4号)を知事に 提出しなければならない。

#### (補助金の変更承認等)

- 第9条 知事は、補助金の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、当該補助事業の変更の承認をするものとする。
- 2 知事は、補助事業の変更の承認をしたときは、速やかに決定内容を補助金の 変更承認申請者に通知しなければならない。

#### (補助事業の実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業実績報告書(別記様式第5号)に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して14日を経過する日と補助金の交付決定を受けた年度の3月31日とのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
  - (1) 事業実績書(別記様式第6号)
  - (2) 経費精算額調書(別記様式第7号)
  - (3) その他参考となる資料

#### (補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の事業実績報告書を受理したときは、その内容の審査及 び必要に応じて行う検査の結果、補助の基準に適合すると認めたときは、交付 すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知しなければならない。

#### (補助金の交付)

第12条 補助事業者は、前条の定めに基づき補助金の交付を受けようとする ときは、請求書を知事に提出しなければならない。 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第5条の規 定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いより補助金を交付することが できるものとする。

#### (決定の取消し)

- 第13条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付 決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 補助金等を他の用途へ使用したとき。
  - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) この規則又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- (4) その他不正の行為があると認められたとき。
- 2 (1)の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第5条第3項の規定は、第13条第1項の規定による取消しの場合に準用 するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、 当該補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命 ずるものとする。
- 5 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に その額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該補助事 業者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるもの とする。

#### (関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、当該補助金に係る収支を明らかにする帳簿その他の 関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなけれ ばならない。

#### (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年1月15日から施行する。
- この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

事業名	ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業
補助対象	ハンセン病について正しい理解を深めようとする団体等(市町、学校、
	町内会等)が行うハンセン病療養所入所者(県出身者)との交流活動
(ハンセン病	療養所訪問交流、入所者を講師とする講演会、その他知事が認めるもの)
申請期限	事業を実施しようとする日の10日前
基準額	補助基準額 200千円/1事業
対象経費	事業に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費
	(通信逓搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料

 第
 号

 年
 月

 日

山口県知事 様

所在地 団体名 代表者氏名

年度ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業 補助金交付申請書

年度においてハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 経費所要額調書(様式第3号)
  - (3) その他参考となる資料

# 様式第2号(第4条関係)

# ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業計画書

療養所名	年月日	参加者氏名	所属

### 様式第3号(第4条関係)

# ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業費補助金経費所要額調書

区	分	対象事業の 支出額(※)	寄付金その他の収入額	差引事業費 (A)—(B)	基準額	選 定 額 (C)、(D)の いずれか少ない額	補助所要額
		(A)	(B)	(C)	(D)		(F)
事業分	年度						

<sup>※</sup>補助対象経費のみ計上し、経費の詳細がわかる資料を添付すること。なお、千円未満の端数は切り捨てること。

 第
 号

 年
 月

 日

山口県知事 様

所在地 団体名 代表者氏名

年度ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業 補助金変更申請書

年 月 日付け 健康増進第 号で交付決定のあったこの ことについて、次のとおり変更したいので申請します。

記

- 1
   申請額
   金
   円

   交付決定額
   金
   円

   差引増減額
   金
   円
- 2 変更の理由
- 3 添付書類 (様式第1号に準じて作成し、添付すること。)

第号年月

山口県知事 様

所在地 団体名 代表者氏名

年度ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業 補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 健康増進第 号で交付のあったこの ことについて、事業を中止(廃止)したいので、申請します。

記

1 中止 (廃止) の理由

2 中止の期間

 第
 号

 年
 月

 日

山口県知事 様

所在地 団体名 代表者氏名

年度ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業 実績報告書

このことについて、次のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業実績書(様式第6号)
  - (2) 経費精算額調書(様式第7号)
  - (3) その他参考となる資料

# ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業実績書

療養所名	年月日	参加者氏名	所属
/// E	1 / 3 1 /	970. 1. ( )	721711-4

### 様式第7号(第10条関係)

# ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業費補助金経費精算額調書

X	分	対象事業の支出 予定額(※)	寄付金その他の収入額	差引事業費 (A)—(B)	基準額	選 定 額 (C)、(D)の いずれか少ない額	交付決定額	差引増△減額 (F)—(E)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
事業分	年度							

<sup>※</sup>補助対象経費のみ計上し、経費の詳細がわかる資料を添付すること。なお、千円未満の端数は切り捨てること。

山口県知事 様

所在地 団体名 代表者氏名

年度ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進 事業補助金請求書

年 月 日付け 健康増進第 号で額の確定通知のあった 年度ハンセン病療養所入所者(県出身者)交流促進事業 補助金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金融機関	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	
(カタカナ)	